

# 事務所の無償提供への対応について

委員 限 り

資料 E

無償提供については、これを時価に見積った金額を「寄附」として会計帳簿及び収支報告書に計上し、また、寄附相当額に見合う金額を支出に計上することとされているが、計上されていない場合について、会計責任者等に対するヒアリングの対象とすべきか。

方針	ヒアリングの対象としない	ヒアリングの対象とする		
理由	<p>○支出監査との関係 無償提供は「収入」の問題であり、政治団体の支出を監査する政治資金監査の範疇を超えるおそれがある。</p>	<p>○違法の確認 政治資金規正法の違反是正につながる。</p>		
問題点	<p>○政治資金監査制度に対する批判 外形上政治資金規正法の違反が疑われるにも関わらず、何ら指摘をしなければ、監査制度として不十分ではないかとの批判を受けるおそれがある。また、この場合、職業的専門家としての責任を果たしているかとの問題もある。</p> <p>○登録政治資金監査人の対応の不統一 ヒアリングの対象とせず、任意事項とすれば、登録政治資金監査人によって指摘したり、指摘しなかったりして、対応が不統一になるおそれがある。</p>	<p>○支出監査との関係 無償提供は「収入」の問題であり、政治団体の支出を監査する政治資金監査の範疇を超えるおそれがある。</p> <p>○登録政治資金監査人の負担と責任 収支報告書等に計上されていないものを網羅的に確認しなければならず、登録政治資金監査人に過大な負担と責任を課すこととなる。</p> <p>○提供の有無の確認の困難性 現に政治資金監査を行っている事務所についてしか外形上確認することはできず、無償提供の有無を外形上確認できる場合は限定されており、外形上確認できないものについては対応できない。</p>	<p>収支報告書等の訂正を求める場合</p>	<p>収支報告書等の訂正を求めない場合</p>
		<p>○時価評価の困難性 提供の対価として時価を計上することとなるが、時価の妥当性についてまで判断するのは困難である。</p> <p>○収支報告書の作成への関与 登録政治資金監査人が、時価の妥当性を判断することは、収支報告書の作成に関与することにならないか。</p>	<p>○違法の看過 収支報告書への虚偽の記入には罰則が課されており、収支報告書の訂正を求めなければ、法違反を黙認することとなる。</p>	